

モシ、モシ
消費生活
相談です



2-2455

特定商取引法が改正になりました。

施行に伴い、新たに「訪問購入業者」に規制がかかります。

特定商取引法とは、訪問販売や電話勧説販売など消費者トラブルの多い特定の取引形態を対象に、事業者の守るべき規制と消費者を保護するケーリング・オフなどの民事ルールを定めた法律です。

昨今、自宅に押しかけた業者に貴金属等を強引に買い取られるといった被害が増えていることを受け、新たに「訪問購入」の規制を盛り込む「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第59号）が8月22日公布されました。

① 購入業者は、訪問購入を行う際には、勧説に先立つて事業者名・勧説目的等を明

示することが義務付けられました。

② 勘説の要請をしていない人に対する勘説（不招請勘説）の禁止

③ 契約を締結しない意思を示した人への再勘説の禁止

④ 不実のことを告げたり、故意に事実を隠しての勘説の禁止

⑤ 効説の際に、相手に不安感や困惑を感じさせたりする行為の禁止

3 契約書面等の交付義務

購入業者は、買取価格等の必要事項を記載した契約書面を消費者に交付することが義務付けられました。

4 訪問購入に係る売主（消費者）によるクーリング・オフ

消費者は契約書面が交付された日から8日以内であれば無条件で契約の解除（クーリング・オフ）ができる

5 第三者への物品の引渡しに関する売主への通知

購入業者は、クーリング・オフ期間中に第三者へ物品を引き渡した場合には、元の持ち主である消費者に対して、その旨及び第三者への引渡しに関する情報を通知する義務があります。

トラブルに巻き込まれたら
人で悩まないで、産業振興課水
産林務商工グループ消費生活相
談窓口へ相談しましょう。

6 物品を引き渡す際の第三 者への通知

① 購入業者は、訪問購入を行

ます。

オフ期間中に第三者へ物品を引き渡す場合には、「オレオレ詐欺」や「還付金詐欺」被害が報道されています。十分に気をつけてください。

振り込め詐欺に気をつけましょう。

購入業者は、クーリング・オフ期間中に第三者へ物品を引き渡した場合には、元の持ち主である消費者に対して、その旨及び第三者への引渡しに関する情報を通知する義務があります。

人が悩まないで、産業振興課水
産林務商工グループ消費生活相
談窓口へ相談しましょう。

町税収納強調期間

= 12月3日～12月28日 =

町では、滞納されている方に対し、文書や電話あるいは訪問して納税のお願いをしています。

それでも納付や相談をして頂けない場合は、納期限内に納付した方との公平性を保つためにも差し押さえなどの滞納処分を行うことになります。

◇事前予約制 夜間収納・納税相談窓口を開設◇

日中都合のつかない方のために、夜間の窓口収納及び納税相談を実施いたします。事前予約制ですが是非ご利用ください。

◎開設日 12月3日～28日（土・日・祝日を除きます）

◎場所 税務課窓口

◎予約 ご来庁される当日午後4時までにお電話で、ご来庁される方のご住所・お名前・時間等のご予約を必ずお願いします。

（予約なしでのご相談はお受けできません）

【ご予約・お問い合わせ先】税務課（☎ 2-2452）

無料！ 法務局休日なんでも相談所

日常生活の悩みごとや困りごとを相談してみませんか。
秘密は厳守されます。

○日 時 12月9日（日）午前10時～午後2時

○場 所 八雲地方合同庁舎

函館地方法務局八雲支局1階特設会場

（二海郡八雲町相生町108番地8）

○内 容 土地・家屋に関する登記、会社に関する登記

土地の測量、隣地との境界紛争

地代・家賃の紛争における供託

いじめ、虐待、インターネットによるプライバシー侵害等の人権に関する問題

認知症高齢者等の権利擁護を図る成年後見制度

○対応者 函館地方法務局職員 司法書士

土地家屋調査士 人権擁護委員

○お問い合わせ先

函館地方法務局八雲支局総務係 担当 杉村

☎ 0137-62-2208